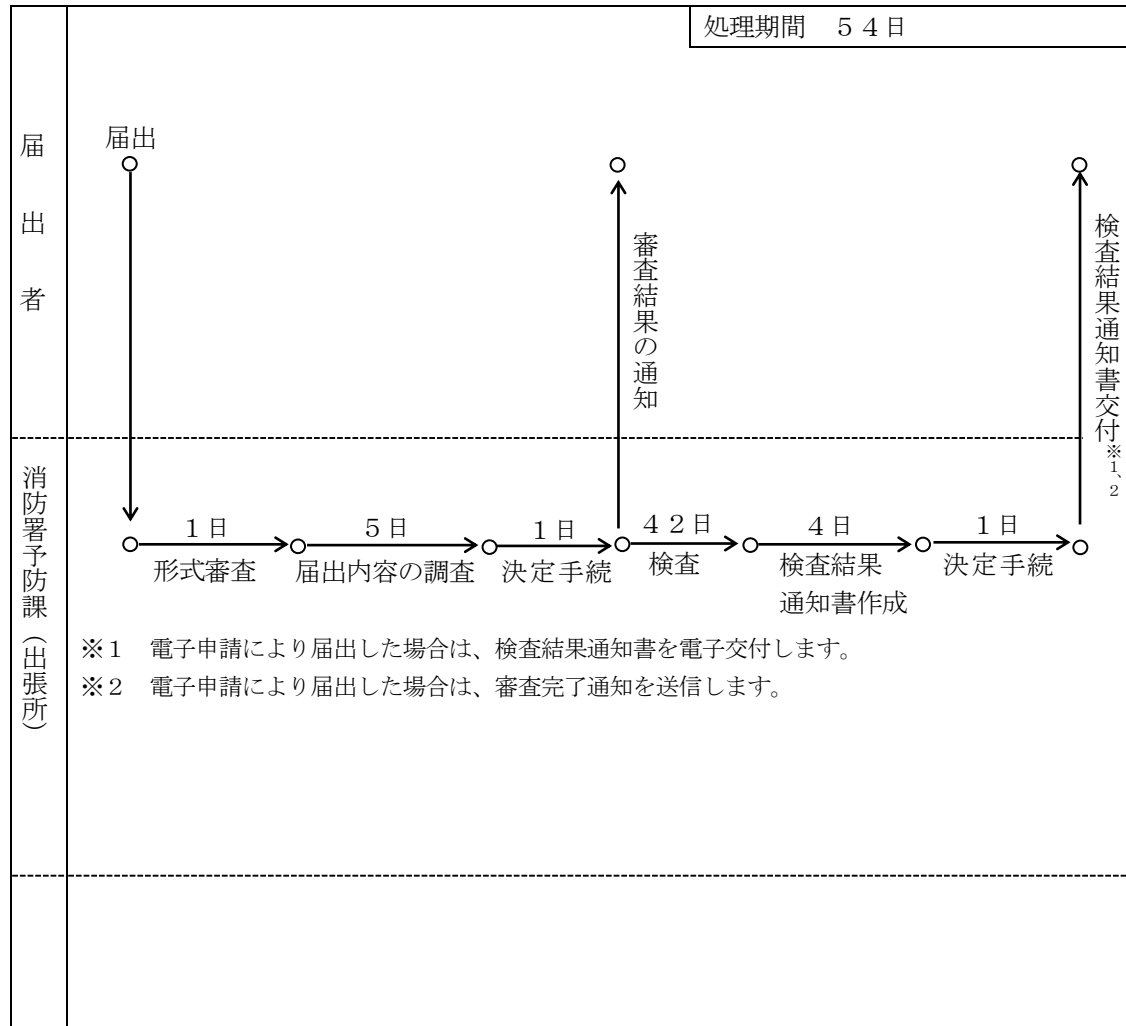


事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁予防部予防課建築係 電話 3212-2111

事務名 防火対象物使用開始届

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書に記載漏れがないかどうか、添付図書がそろっているかどうかを審査します。
2	届出内容の調査	記載内容を確認し、調査書を作成して処理方針を検討します。
3	決定手続	届出内容の調査結果に基づく指導事項等について決定します。
4	審査結果の通知	指導事項等がある場合は、届出者に電話等で通知します。
5	検査	届出に基づく検査を行います。なお、検査日等は届出者と調整のうえ、決定します。
6	検査結果通知書作成	検査の実施結果に基づき検査結果通知書を作成します。
7	決定手続	検査結果の実施結果に基づく、指摘事項及び指導事項について決定します。
8	検査結果通知書交付	検査結果通知書を届出者に交付します。その際に指摘事項の内容に応じ、届出者に当該指摘事項に関する改修（計画）報告書の提出を求めます。